

令和7年度 第1回 川崎市指定介護保険事業者 集団指導講習会

4 高齢者虐待の防止



川崎市 健康福祉局 長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指導係

高齢者虐待の状況について



川崎市 健康福祉局 長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指導係

高齢者虐待の定義について

高齢者の定義:

高齢者虐待防止法では、65 歳以上の者を高齢者としています。
ただし、65 歳未満で、養介護施設に入所し、その他養介護事業のサービス提供を受ける障害者は、高齢者とみなします。

高齢者虐待の定義:

- ① 養護者による高齢者虐待
- ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待

高齢者虐待の発生状況について

養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



厚生労働省 令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より

高齢者虐待の5つの類型について

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷を生じさせ、生じるおそれのある暴行を加えること

②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

著しい減食、長時間の放置、虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること

③心理的虐待

著しい暴言や拒絶的な対応、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

④性的虐待

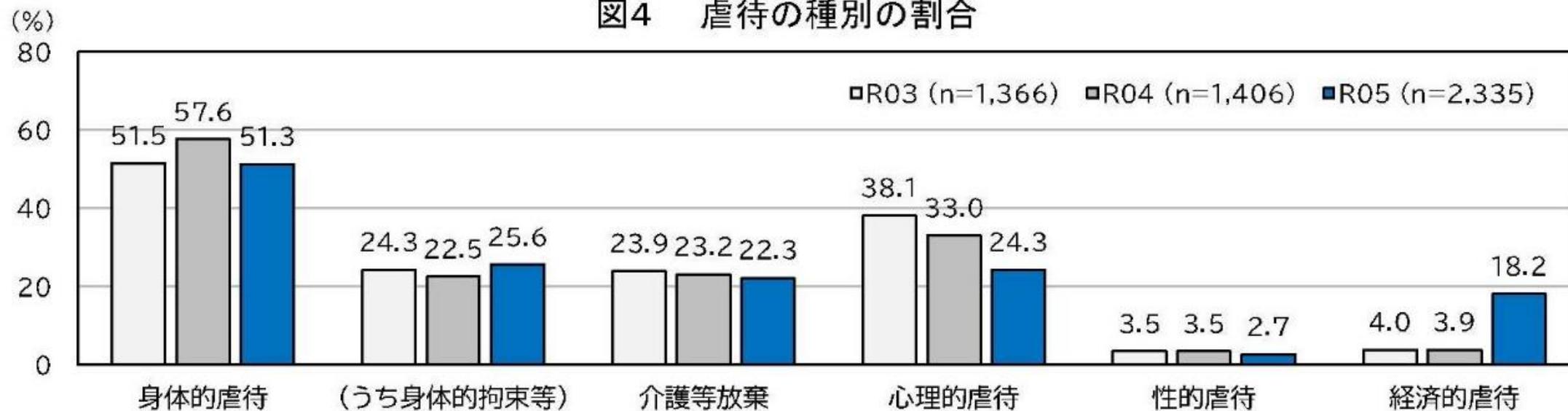
高齢者にわいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること

⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、高齢者から不当に財産上の利益を得ること

虐待類型別の発生状況について

図4 虐待の種別の割合



※各年度において個人が特定できた被虐待者の総数に対する集計(複数回答)。

厚生労働省 令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より

虐待認定事例 ①身体的虐待

【事例】夜間にベッドから滑り落ちた利用者を発見した職員が、利用者の身体をベッド上に乱暴に投げ出した。

【認定】

本件では身体的外傷は確認できませんでしたが、職員がベッド上に利用者を投げ出した後、ベッドの反対側に回って、利用者の衣服を力任せに引っ張るなどの行為も見られたため、高齢者を乱暴に扱う行為として、身体的虐待と認定しました。

虐待認定事例 ②介護・世話の放棄・放任

【事例】夜間、職員がナースコールの呼び出しに対応せず、定期の巡視も適切に実施されていることが確認できなかった。

【認定】

本件は、利用者がナースコールを押してから訪室まで、応答がないまま2時間半以上経過していることが確認されたため、高齢者からの呼びかけに対応をしない介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）として、虐待認定しました。

虐待認定事例 ③心理的虐待

【事例】夜間、オムツを外した利用者に対し、職員が「何でオムツ外しているの」、「うんこついてるじゃん」等と発言し、当該オムツを見せる行為を少なくとも2回行った。

【認定】

本件は、オムツ交換、清拭等の対応はしていたものの、当該職員が感情をコントロールできず、利用者に対する侮辱的な発言、行為を行ったものであり、心理的虐待と認定しました。

虐待認定事例 ④性的虐待

【事例】職員(女性)が、利用者(男性)に「お菓子をあげるから、ここにキスして」と言って、手の甲にキスさせていた。

【認定】

本件は、外国籍職員がスキンシップの範囲と考虑して行ったものですが、利用者の好物を代償としたもので、適切な合意形成がなされていたとは言えないことから、性的虐待と認定し、事業者には職員間のサポート体制について改善を勧告しました。

虐待認定事例 ⑤経済的虐待

【事例】施設で管理している利用者からの預り金を、管理者が窃取し、出納簿を改ざんして発覚を免れていた。

【認定】

本件は、利用者の金銭を窃取した経済的虐待と認定するとともに、事業者に対して、複数の職員での残金と出納簿をチェックする体制を取るなどの改善を勧告しました。

人格尊重義務違反に対する措置について

人格尊重義務: 介護保険法では、要介護者の人格を尊重するとともに、同法や同法に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならないとされています。

違反に対する措置: 人格尊重義務に違反したと認められる場合、指定の取消、指定の全部または一部の効力停止など、行政処分の対象となります。虐待認定した場合は、行政処分を前提に、被害の程度・故意性・常習性・組織性・悪質性・過去5年の処分歴などの基準により措置内容を判断します。

高齢者虐待の防止について



川崎市 健康福祉局 長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指導係

高齢者虐待防止法について

正式名称:

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する
支援等に関する法律(平成17年法律第124号)

制定経過:

平成17(2005)年11月9日 公布

平成18(2006)年4月1日 施行

高齢者虐待防止法の目的について

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、**高齢者の尊厳の保持にとって高齢者の虐待を防止することが極めて重要**であること等をかんがみ、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、**高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資すること**

高齢者虐待防止措置未実施減算について

- ① 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に行催し、その結果を従業員に周知徹底すること
- ② 高齢者虐待防止のための指針を整備すること
- ③ 従業員に対して、研修を定期的に行実施すること
- ④ ①～③を適切に行実施するための担当者を置くこと

実施していない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算の対象

事業者・従業者等の責務について

虐待等の早期発見：高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

通報義務：従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた場合は、速やかに、市町村に通報しなければならない。

虐待防止の措置：従事者に対する研修の実施、苦情処理体制の整備など、虐待防止の措置を講じなければならない。

虐待を未然に防止することが最も重要です。

通報者保護について

守秘義務の適用除外: 市町村に対する高齢者虐待の通報は、守秘義務違反にはならない。(虚偽または過失の場合を除く)。

不利益取扱いの禁止: 高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

通報者特定事項の漏洩禁止: 高齢者虐待の通報を受けた市町村及び市町村から報告を受けた都道府県の職員は、通報者を特定できる事項を漏らしてはならない。

虐待通報に関する留意事項について

- ・虐待発生時の適切な通報は、高齢者を虐待被害から救うだけでなく、**虐待のエスカレートを防ぎ、虐待当事者の職員をより重大な事態の加害者となることから救うことにもなります。**
- ・虐待の事実を隠すのではなく、適切に通報した上で、発生原因の分析と再発防止策を講じることが、**事業者の社会的責任であり、施設の社会的信用を維持するために必要**となります。

虐待通報を受けた市の対応について

立入検査(監査)の実施:施設への立入検査等を実施し、従事者等からの聞き取りや関係書類等の調査を行います。緊急性がある事案については、あわせて高齢者の保護等の対応を行います。

虐待の事実認定:立入検査や監査で収集した証拠等を基に、虐待認定会議を開催し、虐待の事実認定を行います。

行政処分等:事案の重大性等に応じて、行政処分や改善勧告等を行います。いずれの場合も、改善状況等の報告を受けて、評価を行った上で、終結の可否を判断します。

虐待の未然防止について



川崎市 健康福祉局 長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指導係

虐待事案により生じる影響について

- ① 被害者と家族への賠償と説明責任
- ② 利用者の減少や行政処分による経済的損失
- ③ 行政や報道機関の対応等による業務負担の発生
- ④ 職員の離職増加、新規採用の困難化
- ⑤ 職員の業務負担やストレス増加、モチベーション低下から、事故や新たな虐待に繋がる可能性

負のスパイラルを防ぐため、虐待の未然防止が重要

未然防止のポイント ①組織運営の健全化

運営方針・介護理念の共有：組織運営の方針や介護理念を明確化し、職員に共有することで、業務にあたる意識を統一する。

運営体制の整備：利用者・家族からの苦情処理や、職員からの報告などの体制を整備して、相談や報告をしやすい環境をつくる。

職員教育の充実：介護や虐待防止の法令、介護技術・知識、認知症理解の研修等を実施して、虐待発生リスクを防止する。

開かれた組織運営：職員同士が相談しあえる職場環境、第三者の視点を取り入れた運営、利用者や家族との意見交換 など

未然防止のポイント ②チームアプローチの充実

職員の役割の明確化: チーム内での、リーダーや各職員が担う業務、求められる役割を明確化する。

業務ごとの実施体制の明確化・適正化: 業務負担を把握して適正化、一人で行う業務、複数名で行う業務を整理して明確化 など

意思決定手順の明確化: 業務にあたる指揮命令系統や、問題発生時のチーム内での情報共有や意思決定手順を明確化する。

多職種連携の仕組みづくり: 異なる職種の職員が相談しあい、連携できる仕組みづくりをする。

未然防止のポイント ③ケアの質の向上

認知症の中核症状の理解：

認知症を正しく理解し、行動の原因を考えながらケアを行う。

丁寧なアセスメントの実施：

利用者の心身の状態を多職種で丁寧にアセスメントする。

個別ケアの検討：

アセスメントに基づき、個別の状況に即したケアを全体で検討する。

自立支援介護講習会で個別ケアについて学べます！

川崎市養介護・障害者福祉施設 従事者等虐待防止検討会について



川崎市 健康福祉局 長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指導係

検討会の実施について

川崎市養介護・障害者福祉施設従事者等虐待防止検討会

介護・障害福祉サービス従事者等による虐待が全国的に増加しており、主な要因は、従事者の介護技術や知識等のほか、ストレスや感情コントロールの問題とされている。

虐待の未然防止の徹底を図ることが重要であることから、効果的な集団指導や個別指導の手法を検討することを目的に、外部有識者や施設管理者等を委員とする検討会を開催している。

(開催回数) 令和6年度…2回、令和7年度…3回(予定)

検討会からのご協力のお願いについて

従事者アンケートの実施:昨年度実施した従事者アンケートについて、従事者の意識の変化や、虐待防止に繋がる効果を把握していくために、継続して実施する予定です。(令和8年1月頃を予定)

虐待防止委員会への参加:施設での虐待防止の取組を把握して、今後の検討に役立てるため、市職員が虐待防止委員会に参加させていただきます。今年度参加する施設には既に打診済みです。

虐待防止の推進のため、ご協力をお願いいたします。

おわりに

ご清聴いただき、ありがとうございました。